

七年十月十日に石見國正五位下物部神に正五位上を授け奉り、元應三年九月四日には石見國正五位上物部神に從四位下を授け奉ると見え、又日本紀畧の天慶四年十一月十九日の條に石見國從四位下物部神に從四位上を授け奉ると見えて居れば、早くから皇室の御尊崇の厚かつたことは窺はれるのであります。

延喜の制によると、國幣小社でありますが、なほ國内三十四座の筆頭の社として、やがて當國の一宮たるべき約束は存してゐたのであります。従つて國々に一宮の風が始まるや、當社は勿論當國の一宮として、俗に一宮様と稱せられたが、別に石見大社とも敬ひ仰がれたのであります。その社領も、往時は川合郷の一郷を占め、中世に在つては、川合鳥居兩村を包含して居りました。この鳥居の村名は、當社の鳥居のあつた所からその名を負ふに至つたものであるが、今も七月十九日の夜（以前は陰曆六月中の午夜）に執行する當社の古傳祭なる鎮火祭に、祭員一同この村の浦邊に身褻する例なるも、亦當時の名残りも云へませう。しかも、この鎮火祭には、音楽を停止する例で、梵鐘を特に禁じて居ります。

尤もかやうに細風を排除した祭典はありますが、なほ嘉祿元年六月鎌倉幕府より奉納した心經一卷が寶物中に見出さるゝのは、やはり中世には、神佛習合の風が存してゐたものでありませう。これは大永二年祭禮儀式の書（二卷現存）、天正十九年社人給祿定書（二卷現存）の上にも窺知し得らるゝ所であります。而して明徳元年四月以來、當社の社領は川合村の一村に減じた。これは大内氏の領主たりし時でありま

す。加之、文龜元年以降は更らに減じて五百貫の社領となつたが、天文十一年四月大内義隆雲州を攻めた時、戦勝を祈つて太刀一口を献じて居り（此の太刀は了戒の作で、國寶に指定されて居る）、弘治二年四月大内氏に代つた毛利元就は、邇摩郡大家郷の内萩・七原・菟口の三ヶ所の地を寄進し、次いで永祿二年八月には邇摩郡宅野村で七十貫の地を献じて修理料としたのであります。然るに天正十九年豊臣秀吉の檢地に際し舊社領は多く沒收され、改めて二百八十五石九斗の地を給せらるゝこととなりました。慶長五年關ヶ原役後、神主金子連忠は大坂城に詣り、家康に謁して請ふ所があつたので、其の結果當國銀山の彦坂小刑部・大久保石見守に命を傳へて、一宮神地及び社家々祿等はすべて毛利家の例たるべしと達せられ、その後秀忠將軍に及んでも亦大久保長安をして當社領の安堵を行はしめられたのであります。而して寛文五年十月家綱將軍の時に、三百石の朱印狀が渡され、爾來歴代の將軍の例となり、又御造營においても、幕府の修造神社として取扱はれ、御祭事に際しては、吉永の領主加藤氏も、銀山の代官等も、累代かはらず奉仕したのであります。さうして明治四年舊制は廢止され、官社定則の發布されるに及び當社は即ち國幣小社に列せらるゝこととなりました。

次に當社の御寶物の主なる物を擧げて、上下諸人の崇敬の迹を辿るとすれば、當社には、古來一社相傳の寶物として數へらるゝものに、高麗狗一對、曲玉五顆、時雨鉢、琴、琵琶、古劍等があります。就